

# 岡田事務所通信

令和3年2月号(第186号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西21条南2丁目21番13号

TEL: 0155-33-5535 FAX: 0155-33-5604

E-mail: support@office-okada.jp

URL: <http://www.office-okada.jp/>

## 男性の育児休業促進で2022年4月から見直しへ 厚労省

男性が育児休業をとりやすくするための制度の見直しについて、厚生労働省は2022年の4月から企業に対して、従業員への制度の周知を義務づけ、秋ごろに最大で4回取得できるとした新たな制度を設けるなど、今後の方針を明らかにしました。

改正案によりますと来年4月から企業に対して従業員への制度の周知を義務づけるほか、有期契約の非正規労働者については、雇用期間が1年以上なければ育児休業を取得できないとした要件をなくします。また、来年の秋ごろに女性の負担が特に大きい出産の直後に、男性が育休をとりやすくする新たな制度を設けます。この制度では、子どもが生まれてから8週間以内に、合わせて4週間の休みを2回に分けて取得できるようになります。その後も継続して育児を担えるよう、出産直後の2回の取得と合わせて最大4回に分けて育休を取ることができます。そして、再来年4月からは大企業に対して、従業員の育休取得率の公表を義務づけるということです。男性の育休の取得率は、2019年10月の時点で7.48%にとどまっており、厚生労働省は新たな制度の周知など、環境の整備にも取り組む方針です。

## 2020年の有効求人倍率、下げ幅45年ぶり大きさ 休業者最大

厚生労働省が発表した2020年平均の有効求人倍率は1.18倍で前年比0.42ポイント低下しました。下げ幅はオイルショックの影響があった1975年以来45年ぶりの大きさとなりました。総務省が同日発表した労働力調査によりますと20年平均の休業者数は過去最大となり、完全失業率は2.8%で11年ぶりに悪化しました。

20年の休業者は春の緊急事態宣言の発令後に大幅に増加しており、昨年4月に597万人と過去最大に増え、6月まで高水準が続きました。20年平均の休業者数は前年から80万人増の256万人で比較可能な1968年以降最も多くなっています。昨年12月時点では新型コロナウイルスの感染拡大前の水準にほぼ戻っていましたが、今年1月の再発令で再び急増する懸念もあります。

新型コロナに関連した解雇・雇止めにあった人数(見込みを含む)は厚労省が全国の労働局やハローワークを通じて集計した内容によりますと1月下旬時点で8万3千人を超えています。

## 企業で働く障害者57万人 17年連続で過去最多

厚生労働省は、2020年6月1日時点の民間企業で働く障害者は57万8292人だったと発表しました。前年から3.2%の増加で、17年連続で過去最多となりました。対象企業の従業員に占める割合である雇用率も2.15%で過去最高を更新していますが、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の2.2%には届きませんでした。障害種別では、身体障害者は35万6069人(前年比0.5%増)で最も多く、知的障害者は13万4207人(同4.5%増)で、精神障害者は8万8016人(同12.7%増)となりました。

3月から民間企業の法定雇用率は2.3%に引き上がります。障害者雇用促進法は障害者の社会参加を促すため国と自治体、民間企業に一定割合以上の障害者を雇うよう義務付けています。



- 樹氷（更別村） -

## ◆ ご存知ですか？ ◆ 【時間外労働の上限規制】

労働基準法では原則1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合には労働基準監督署への36協定の届出が必要となります。昨年4月からこの36協定で定める時間外労働に罰則付きの上限が設けられています。時間外労働の上限は月45時間、年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合でも年720時間、複数月平均80時間以内（休日労働含む）、月100時間未満（休日労働含む）を超えることはできません。又、月45時間を超えることができるのは年間6ヶ月までとなります。

## 事務所より

久々に雪のない年末を迎えた十勝でしたが、年明けから帳尻合わせのように降雪が続き、例年通り雪かきをする日が増えてきました。車の運転や除雪を考えると雪のない生活は楽ですが、除雪業務に携わる方や冬季間の農地にとっては一定の降雪量は重要となりますね。また、新型コロナウイルスの流行拡大に日々神経を尖らせる日々ではありますが、十勝ならではの冬のイベントやウィンタースポーツも感染予防を徹底した上で楽しみたいものですね。

就職支援サービス等を運営するディスコが発表した「外国人留学生／高度外国人材の採用に関する調査」の結果によりますと企業が外国人留学生を採用する目的と求める資質は、「優秀な人材を確保するため」が最多となり、次いで、「日本人社員への影響も含めた社内活性化のため」、「ダイバーシティ強化のため」などとなりました。新型コロナウイルスの感染拡大により人材不足の流れはやや収まってきてはいますが、業種によってはまだまだ人手不足の会社も多く、外国人労働者の雇用を積極的に進めている現状もあります。その一方で外国人労働者が増えることにより労使間や私生活上のトラブル等で雇用関係が解消されるケースも増えてきています。以前に比べると外国人労働者の雇用は珍しいものではなくなりましたが、その国の文化や価値観等を踏まえた上で会社における雇用環境を整えていくことが重要となります。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

中小企業では今年4月から適用される同一労働同一賃金についてのお問い合わせが多くなっております。すでに労使紛争等ではこの同一労働同一賃金に関連する判例が多く出ており、今後さらに労使間での協議が必要な場面の増加が予想されます。現在の会社における正社員と非正規労働者（パートタイマー・契約社員等）の待遇差についてご不明な点等ありましたら、お気軽にご相談ください。

